

第2回 外来種被害防止行動計画策定会議

議事概要

1. 日時：平成26年3月20日（木） 14:30～17:40

2. 場所：一般財団法人自然環境研究センター 7階 会議室

3. 出席者（敬称略）：

検討委員（五十音順）

（座長）

大河内 勇 独立行政法人森林総合研究所 理事

（委員）

池田 透 北海道大学 大学院文学研究科・文学部 教授

石井 信夫 東京女子大学 現代教養学部 数理学科 教授

内田 和男 独立行政法人水産総合研究センター増養殖研究所内水面研究部 部長

及川 敬貴 横浜国立大学 大学院環境情報研究院 准教授（ご欠席）

片岡 友美 認定NPO法人 生態工房 理事

草刈 秀紀 WWFジャパン 事務局長付

熊谷 宏尚 千葉県環境生活部自然保護課 自然環境企画室

千葉県生物多様性センター 主幹

小池 文人 横浜国立大学 大学院環境情報学府 教授（ご欠席）

五箇 公一 独立行政法人国立環境研究所 主席研究員（ご欠席）

高尾 勇一郎 香川県環境森林部みどり保全課鳥獣対策・野生生物グループ 課長補佐

中井 克樹 滋賀県立琵琶湖博物館 専門学芸員

根岸 寛光 東京農業大学 農学部 農学科 教授

日向野 純也 独立行政法人水産総合研究センター増養殖研究所増殖システム部

環境管理グループ グループ長（ご欠席）

村上 興正 元京都大学 理学研究科 講師

農林水産省

作田 竜一 農林水産省 大臣官房環境政策課地球環境対策室 室長

廣田 美香 農林水産省 生産局畜産振興課企画班 課長補佐

丹菊 将貴 農林水産省 生産局畜産振興課計画班 課長補佐

国土交通省

池田 武司 国土交通省 総合政策局環境政策課 課長補佐
今井 龍郎 国土交通省 総合政策局環境政策課 係員

環境省

中島 慶二 環境省 自然環境局 野生生物課 課長（欠席）
関根 達郎 環境省 自然環境局 野生生物課外来生物対策室 室長
東岡 礼治 環境省 自然環境局 野生生物課外来生物対策室 室長補佐
谷垣 佐智子 環境省 自然環境局 野生生物課外来生物対策室 係長
森川 政人 環境省 自然環境局 野生生物課外来生物対策室 係長

4. 議事概要：

- (1) 外来種被害防止行動計画（仮称）について
- (2) その他

(1) 外来種被害防止行動計画（仮称）について

< 説明資料 >

(資料 1) 外来種被害防止行動計画（仮称）及び侵略的外来種リスト（仮称）の今後の検討スケジュール（案）

環境省より資料 1 を説明。

- ・ 特に議論なし。

< 説明資料 >

(資料 2) 「平成 25 年度第 1 回外来種被害防止行動計画策定会議」及び「外来種被害防止行動計画・侵略的外来種リストに関する NGO・NPO 及び関係事業団体と委員との意見交換会」での特に検討が必要な意見と対応案

(資料 3) 外来種被害防止行動計画（仮称）案

環境省より資料 2、資料 3 を説明。

資料 3 前文、第 1 章 について

- ・ (資料 3 p3) 言葉の定義が中途半端。‘由来の’は不要で、「国内外来種」「国外外来種」でよい。国外外来種の定義が欠落し、特定外来生物の説明のみになっている。まず外来種の定義をして、それから由来や侵略性による定義を説明すること。

- （資料3 p3）最後の段落の下線部分について。特定外来生物に対する規制は輸入規制だけではないので、それだけを接頭語のように書くのは望ましくない。

国外由来の外来種を含めて定義を整理して、記載したい。また、輸入以外の規制条項も追記したい。（環境省）
- （資料3 p4,p7）p4 囲みで追加した目的について、枠内の記述が後ろの記述をうまく反映できていないので、もっと構造化して書くべき。特に2 .の最後は、「導入することが悪いのであって外来種の子孫は悪くない」という言い方になっているが、それでは根絶出来なくなる。後世の生物多様性保全に悪影響があるため根絶の必要がある、と明確に述べること。p7 の 23～26 行目も同様に修正が必要。

防除の現場において、例えばブラックバスのような侵略的外来種に対して「生き物が悪い」という認識が生じていることを懸念して追加した。ご指摘を踏まえ修正したい。記載はご指摘の主旨と同じであることはご理解いただきたい。（環境省）博物館では「悪いのは外来種ではなく、その侵略性。だからまず隔離する。そして、隔離した個体の維持管理コスト等を考えると根絶せざるを得ない。侵略的影響を減らすしかない」という説明をしている。

殺すことだけに話を限定して「防除が悪い」という論理は間違っている。稲や小麦も生命の種子である、と説明すると理解が得られる。
- （資料3 p4）囲みの2 .の1 番目ボツ。利用されている外来種の多くが「被害を及ぼしていない」とまでは言い切れないので、「生態系等への被害が認められていない」「顕在化していない」といった表現に留めるほうが良い。また「利用され」の後、「それらは欠かせないものもある」というのは文章としておかしいので修正されたい。

同意。せめて「適切に管理していれば被害を及ぼさない」といった文言を入れて、条件付きにしていきたい。
- （資料3 p5-6）交雑問題について、p6 の2 行目に「生態的特性が変化し」とあるが、交雑によって変化するのか。交雑しなくても変化を獲得する場合はあるのでは。

文章自体も交雑個体の比較対象が不明確で分かりにくい。交雑による生態的特性の変化獲得については、いま事例が思い浮かばないので検討願いたい。
- （資料3 p4）囲みの2 .の1 番目ボツ。野外に逸出して影響を及ぼしているものが問題を起こしている、という文言を入れておかないと、多くのものは問題を起こしていないから対策は不要だと誤解される。
- （資料3 p5）外来種の被害で定量的に分かるものはそれを書くほうが良い。19 行目が

らの深泥池の事例では、全個体を調査して外来種率を定量的に評価しており、外来種が 98~99%を占める。書くのならそちらを書いてほしい。種数による外来種率に比べて、定量評価の結果はすさまじい。毎年 4月から 10月まで根絶作業を実施しているのではっきり分かっている。30 行目のチュウゴクオオサンショウウオも既に桂川では 85% が交雑種であるなど、実態を書いたほうが良い。

- ・ (資料3 p6) 25 行目、‘原料’は‘材料’に修正。27~28 行目の「構造物の汚損」という言葉は一般には分かりにくい。また、これらをまとめて‘文化等’という表現には違和感がある。‘生活・文化’あるいは‘社会・文化’等ではないか。

表現については再検討したい。(環境省)

- ・ (資料3 p5) 28 行目からのバラタナゴ類について、この文章だとニッポンバラタナゴが一部地域でだけ交雑でいなくなっているという印象を受けるが、実態は自然分布域全体でほぼ絶滅しているので、それが分かるような書き方のほうが良い。

- ・ (資料3 p6-7) p7 にいきなり「生物多様性国家戦略 2012-2020」が出てきて 4 つの危機の一つだというのは、唐突な印象を受ける。冒頭に持っていくほうが良い。

新・生物多様性国家戦略または第 3 次国家戦略あたりの段階から第 3 の危機として外来種のことを書いてあったと思うので、すでに第 3 の危機として指摘されていたことを記述するほうが良いと思う。持っていく場所は、p2 の上のほうの、年代の流れに関する部分が良い。

p2 は、1992 年の地球サミットから 2006 年の外来生物法成立までの間の苦勞が抜けているので、加えてほしい。

- ・ (資料3 p7-8) 外来種の定着のプロセスを書いたほうが良い。導入されて、それが野外に逸出または放出されて、それが定着するというプロセスを経る。そのプロセスをたたくことが重要。その段階で定着状況の話が出てくることになるが、最初にどういう形で定着が起こるかということを入れていったほうが良い。日本に入っているが、動物園等で飼育されて野外に逸出していないような状態もある。定着するプロセスを個々に書いて、それぞれでリスクが起こるので、そのリスクをいかに減らすかが問題だということ。

第 1 章第 1 節は基本的な認識としてなるべく簡潔にしたいと考えている。ご指摘の主旨を盛り込んで、ここでは簡単に言及するように修正したい。なお、実際の外来種対策の考え方は、第 2 章第 1 節 4 効果的、効率的な防除の推進 で説明したい。(環境省)

- （資料3 p7-9、図5）「対象種の定着状況によって」云々とあるが、図5では重要なポイントである早期発見と早期対応が抜けていて、密度の低減化だけが書かれている。大目標はむしろ早期発見と早期対応で、発見後に密度の低減化と分布域の拡大阻止となるので修正を願う。
- （資料3）図5について、根絶間近の時期は、ダイエツトなら「ここまできたらいけるかな」と思うが、外来種防除ではここからが難しい。そこが分かるように工夫してほしい。

図4と図5は、一つは人間の例えで良いが、もう一つは人間を使わなくても良いのでは。

資料2のNO.8にあるように、アルゼンチンアリ等の具体的事例を基に説明したいと考えている。（環境省）

石垣島のオオヒキガエルなど、具体的な早期発見の成功事例を入れたほうが良い。
- （資料3）‘各主体の連携’がキーワードであると考え。p4 囲みの一番下のポツに「各主体が連携して」とあるが、この素案で11か所くらい言及している。そうであれば前文p231行目にも‘連携して’という言葉を入れたほうが良いのではないかと。
- （資料3 p3）ここに挙げた4つの観点は積極的防除の立場からのもので、被害防止の観点が無い。防除が進まないのは当事者として対策する主体が現れないためで、関係者を巻き込む必要があるが、関係者の中には消極的関係者もいる。農業者や漁業者、河川管理や道路管理をする人、文化財の所有者・管理者など被害を受ける人たちが、積極的防除をしないまでも自分のこととして認識し、モニタリングして、侵入したら直ちに自分であるいは環境セクションと連携して防除する、というような視点が必要である。それが分布拡大防止にもなる。ここが各主体の行動指針に追加してはどうか。行政やNPOだけではなく各産業や施設管理者にも役割があるとする事で広がりが出る。

4つの観点は行動計画の構成の観点。ご指摘のモニタリング等に関しては行政以外の各主体の役割と行動指針の箇所でも書いているが、必要ならば冒頭に記載させていただく。（環境省）
- （資料3）全体の構造が1章で書かれていないので、第1章で全て盛り込んだ記載にした方が良く考えてしまい、多くの意見が出る。どの章・節がどの事項の受け皿になるのか、第1章で書かれていることの詳細は何章のどこに書かれているのか等、概略の流れと詳細記述箇所を示す必要がある。

p3に行動計画の構造を示す図1が入るので、それを補完する説明をご指摘を踏ま

え記載したい。(環境省)

- ・ (資料3 p7-8) 3. 基本認識の中で、p7に「外来種対策は予防的観点から実施」とあるが、予防的観点だけではないので、せめて「外来種対策においてはとりわけ予防的観点を重視する必要がある」程度にさせていただくほうが良い。
- ・ (資料3) 定着状況の4段階の判断は実際には難しく、定着段階がこうであるからこう対策する、という判断は重すぎる。段階評価でもって対策が決まるような書き方はしないほうが良いのではないか。「取るべき戦略が大きく異なってくる」を、「効果のある対策が異なるため、定着段階を考慮した戦略を立てて」程度にしたほうが良い。侵略的外来種リスト(仮称)でも定着段階評価が分類群ごとにまちまちで難しいので、段階評価でもって対策が決まるような形で書かないほうが良いのではないか。加えて、リストでは定着初期は「定着初期/分布限定」としており、定着時間の違いも含めて分布が限定的なものを包含しようということだと理解しているが、分布が限定されているものに対する対策が先に来てもいいのかなと。少なくとも包含関係で考えると、分布が限定されているというほうが広い。ただ、定着が時間的プロセスだとすれば、定着初期でもいいのかもしれないので、ご検討いただきたい。
- ・ (資料3 p8) 4~9行目で特に分布拡大期なのか、まん延期なのか今の段階では評価が分かれているところだと思うので、これはまた外来種リストのほうで検討しなければいけない課題。
- ・ (資料3 p8) 12行目より、「未定着の段階でモニタリングすると同時に、外来種被害予防三原則を広く周知」とあるが、予防三原則は全ての段階に通じるものなのでここに書くと流れがおかしくなる。定着段階とは切り離して記載すべき。
- ・ (資料3 p8) 36行目のマングース対策の話があるが、例えば琵琶湖や伊豆沼のオオクチバス等は根絶を目指すのは現実的にはなかなか難しい。効果がみられるからといって根絶を目指すかどうか。ここは「強い意思をもって取り組むことが重要です」程度にして、ここで根絶とまで掲げるのはハードルが高い気がする。
- ・ (資料3 p9) 4行目、「大きなメリットがあることについても適正に評価する必要があります」程度の表現にして、認識されにくいけどメリットはあるというようなニュアンスにするほうが良いのでは。
- ・ (資料3 p7) 生物多様性条約第6回締約国会議で採択された「生物多様性条約におけ

る外来種の指針原則」に触れていない。3段階のアプローチ等、重要な事項が構造化されており、それに沿って整理すると分かりやすい。日本も条約締約国なので、遵守事項としているはずである。

- ・（資料2 p1）3番の「外来生物」と「外来種」の用語の使い方について、本文中で明言いただけないか。明治以前に導入されたものは外来種ではないとの誤解をしばしば受ける。例えば資料3 p3 29行目は、法律用語として同法の定義による等の念押しは出来ないか。

ご指摘の通り、念押しした記載にしたい。（環境省）

行動計画とリストは連動していると捉えている。それぞれ文章で表現するのは大変ではないか。定義一覧表を共通で作ることを検討出来ないか。行動計画とリストは、少なくとも用語は共通している必要がある。

資料3 第2章第1節 について

- ・（資料3 p46）戦略的防除について、外来種の生活史や生物季節を考慮し、効果的な時期・季節に防除実施というのはその通りだが、内容が分かりにくい。例えば、春に繁殖する生物が多いが、行政の年度で計画すると6月以降に防除することになり時期を逸する、といった具体例を入れると理解しやすい。年度をまたいだ事業の実施については書きにくいとは思いますが、防除の基本原則として書いておくべき。

具体的な事例、繁殖期から防除すること等、記載したい。年度をまたいだ予算執行については、通常の前年度成立は4月1日からで、契約事務をそれまでに完了しておけば可能である。現場担当者が年度末業務で多忙な状況ではあるが、生物を対象とした業務である以上は効果的な時期を意識する必要がある。我々の現場担当者にも十分浸透していない面があるので、記載して徹底していきたい。（環境省）実際には年度末や年度初めの事業は難しいとは思いますが、皆が防除で苦労していることであり、重要であるということは書く必要がある。グリーンアノールの発見は3月22日で非常に大変であった。

自治体行政が行動計画を読んで真面目に対応するとしても、実際には常識の範囲で努力するくらいだと思う。しかし年度をまたいで実施していなかったのは単に慣例のためかもしれない、書いていただくことで、前倒しして3月に実施するところが出てくるなど地方自治体や地方環境事務所から動きが始まることも考えられる。

- ・（資料3 第2章第1節1）普及啓発、教育の記述は大分改善されたと思うが、愛知目標の「侵略的外来種とその定着経路の特定、優先順位付け」に関連して、産業利用では多くの定着・侵入経路が存在するので、普及啓発の箇所でも釣り産業の釣り餌、ペ

ット業界、緑化では牧草など、各業界に向けて具体的な侵入経路や逸出した場合の悪影響について書いてほしい。

この素案では、p73の1行目から非意図的導入の侵入経路特定について言及している。(環境省)

業界に期待する役割は後ろにも出てくると思うが、企業意識の向上のために普及啓発の部分にも書いていただきたい。

- ・ (資料3 第2章第1節1) インターネットでの外来種の個人輸入にも普及啓発が必要。普及啓発の部分で書いてほしい。

- ・ (資料3) 事業者については各所にちりばめてあるが、別途項目を設けて書くほうが良い。オリンピック関連事業で住宅建設が盛況であり、生き物を扱う業者への啓発が重要。建設関連の記述が少ないようである。

p59以降が事業者の役割で、ペット業者など具体的に記載している。普及啓発の部分に具体的な業界を書いていくとあらゆる産業界が入ってしまうので、ここでは一般論にしている。意図的導入対策の項目では具体的に記述したい。(環境省)

- ・ (資料3 第2章第1節3) 土砂運搬でオオブタクサやアレチウリが広がるなど業者の移動で運ばれることはよくあるが、一般には知られていない。p41~43の辺りの記述などは具体例があまりなく説得力が無い。堤防の草刈で結実したアレチウリを運搬移動してまん延するといった話は分かりやすいので、1例でも2例でも具体例を書いてほしい。

本文の変更か、コラムで追加するか。いずれにしても委員から事務局に文章を提出いただかないと修正しにくいと思う。その辺り、委員から提案いただくというところで良いか。

個別ではなく全体に関わる問題なので、積極的に委員から事務局に知らせて、出来る範囲で入れていくのが良いと思う。

p48の22行目に刈り取りの例を入れているが、イメージしづらいようであればコラム等を入れて、より具体的な対応を求めることも考えたい。(環境省)

- ・ (資料3 p36) 10~11行目、「その利用目的は」以下は、養殖も飼料も産業用なので修正いただきたい。

- ・ (資料3 p37) オオクチバスについて、10行目からの「特例として」は削除いただきたい。特例として「できます」というのは違和感がある。山梨県での飼養許可はあくまでも特例が適用されたものであることを強調してほしい。

- （資料3 p40）18行目からの「地域性種苗を用いた…」という部分は、このように配慮することで将来の被害が回避できるというポジティブな面を書いていただきたい。そうでないと面倒なことだけをやるといふ印象になる。

被害回避はもちろん、そのためのコスト回避も出来る。小さなコストで大きなコストを回避出来るという面を書く。
- （資料3）どのくらいの予算でどのくらい出来るか、フィージビリティスタディ（実行可能性の検討）は重要。海外では常識だが日本ではまだ浸透しておらず、住民からの苦情で対策を始めている。実施時にはある程度見通しを付けるための予備調査や予備防除を行うこと、分布中心の場所や範囲等の立案計画、といったことが抜けている。防除戦略が必要である。それがないと泥沼に陥る。

ご指摘は優先度の話であると考え。p34からの【第二段階】の実行可能性で記載している。（環境省）

そこ以外に、調査研究の部分でも、フィージビリティの研究をすべきという記載も必要。

p53の調査研究に追加したい。（環境省）
- （資料3）実行可能性の検討の議論に関連して、フィージビリティスタディが重要と以前から申し上げているところである。日本では生態学、農学が中心だが、ニュージーランド等では関わる研究者の分野も多岐に渡り、経営学者等も入って、プロジェクトの長期継続を想定した運営を検討するなどプロジェクトを継続させるシステムが出来ている。外来種対策は短期で終わることが無いので、日本でも多岐に渡る研究援助によって、そういう意味での実行可能性の検討も願いたい。

p53はそのような観点から修正したい。（環境省）
- （資料3 p41）非意図的導入のアルゼンチンアリの箇所が良いと思うが、苗木の異動に伴って生き物が移動しており、琉球列島全域に広がったニューギニアヤリガタリクウズムシはソテツの輸入で本土にも導入されている恐れがあると思われるので追加願いたい。
- （資料3）例えばアメリカザリガニは、地域によってはまん延していない所もありそこは侵入阻止すべき。まん延種でも侵入していない場所では防ぐべきと書いてほしい。
- （資料3）コマクサの問題はぜひ事例として入れてほしい。白山で植え回っている人がいる。見た目がきれいで、白山に無いのは不自然だとして、自然分布域外に拡げて

いる。

- ・ (資料3) 侵入阻止も大事だが、隔離されたところから根絶することも大事なので成功事例を挙げてほしい。まん延種でも場所によっては侵入初期の防除になる。
予防三原則のうち「入れない」は問題事例が無い場合で、ご指摘は「拡げない」に該当すると考えられるので p39 で対応したい。(環境省)
- ・ (資料3 p52) 調査研究の推進の 21 行目、NORNA C の説明。自然環境を扱う県の試験研究機関の設置は限定的で、環境省から地方行政に展開するのが難しい状況にあり、加盟は 24 道府県、未加盟は 23 都県。ここは現状紹介なのでこれで良いかもしれないが、この組織率を上げるようにする、各地方行政にこうした組織が必要である、等の指摘がどこかに必要かと思う。
NORNA C に関してはアルゼンチンアリにおいて国と地方公共団体の研究機関のネットワークを構築しようとしており、国環研において地環研との共同研究の枠組もあるので、そういったものを書き込んで必要性を加えたい。(環境省)
京都のアルゼンチンアリ防除は環境省の主導から始まって事業者 8 団体以上で実施しており、根絶に近づいている良い事例。地域のステークホルダーが全て参加している。コラムで良いので入れてほしい。
- ・ (資料3) 自治体等で防除を始める時、やみくもに手をつけるのは良くないと言われるが、一方で早期着手が必要だとなると、どうすれば良いのか悩む。コラムで可能であれば、プランニングから防除に至る手順の事例があればイメージしやすい。終焉まで持っていくストーリーが見えないと着手しにくい。
早期対応の事例は京都府によるアルゼンチンアリの例が良い。費用予想も国環研が行って連携している。(環境省)
- ・ (資料3 p48) 各主体の連携について、市町村、NPO・NGO、住民、農協が実際に防除や管理を行うとあって、国や都道府県が防除しなくて良いようにも受け取れるがどうなのか。
国は重要な場所から、地方自治体では地域の生物多様性や住民の財産もしくは安全の確保の観点から優先度をつけてケースバイケースで防除していただき、その中で連携を取っていただくことになるかと思う。(環境省)
- ・ (資料3) リスク管理の話が少ない。詳しい委員にそういった話を書いてもらうほうが良い気がする。優先順位付けにおいてリスク管理は重要なファクター。侵略的外来種リスト(仮称)を作る狙いは、少なくとも掲載種を対策しようということだが、地

域によって深刻なものは異なるので最後は地域による選択になる。特定鳥獣保護管理計画はそうになっている。5種いて、どの種を対象にするかは各都道府県で決めている。外来種も恐らくそういう話をしないといけない。海外ではどの種から対策するかなど、かなり進んでいる。日本では小笠原の事例程度か。

p53のやみくもに、のところだが、少なくとも手法が無いものは調査研究が必要と一般論が言えるが、グリーンアノールについては被害は明らかだが手法が無い。影響も手法も不明なものも、アライグマのようにある程度手法が確立しているものなど様々なパターンがあり、書き方は難しい。今話しているリスク管理という形で書くのか。

p67の人材育成の部分、13行目から地方連絡会議の設立について記載している。今年度は準備会だが引き続き開催したい。今後、地方ブロックごとの会議が立ち上がるので、役割分担や進め方を今後専門家のご意見も聴きながら進めたい。(環境省)

今話に出た地方連絡会議と、よく出る外来種の成功事例について表ないしコラム等で記述いただくことにしたい。

(資料3 p32) 地域戦略は地方自治体にとっては行動計画を有効化するために重要、詳しく記載すべき。また、成功事例を紹介する場合には、効果的な時期が重要。特にアライグマ防除は被害対応的な捕獲が中心になるので、どうしても捕獲頭数のピークが8、9月となり、防除効果の高い3、4月にはなかなか捕獲が困難。北海道では、3～5月に効果的な防除が成果を上げたと聞く。

アライグマの事例、場所によっていつ捕獲が多いのかずれている。同じ地域でも年によっても異なる場合もある。農家が主体なので農繁期を避けるところもあればそこでがんばる地域もあって、そのあたり精査が必要ではある。成功事例を出すのは重要、アライグマは成功事例が出ているわけではないが、各地の情報蓄積はできてきている。わな設置のCPU Eを算出すれば密度算出が出来るが、全く周知されていない。成功事例の周知と同時に、蓄積した情報を共有する場が必要。いきものログはあるが、分布だけでなく、失敗例も含めて情報共有をしてほしい。リストの関係もあるかと思うが、例えばリストの優先度の高いものは情報共有が出来るようにするなど、そのあたりを盛り込むことは可能か。

p89、防除モデル事業の事例は環境省ホームページに掲載することとしている。(環境省)

- ・ (資料3 p44) 各関係主体、各主体の連携、様々な主体、といった使い分けの統一を。「各関係主体」に意図があれば別だが。

主体の連携に関する表現は場所に応じて変えているが、公表前に文言を確認した

い。(環境省)

- ・ (資料3 p45) 15行目と16行目、「組織的」はどのような事を想定しているのか。
戦略的・順応的な防除をしていくためには、個人で取り組むだけではなく、例えば関係する主体による協議会設立等を意図して「組織的に」と表現している。(環境省)
重要な言葉。個人では絶対成功しない。この地域の関係者それぞれについて、いつ何をするかプログラムする。それをうまくオーガナイズするのが組織的ということ。分布情報の共有により、地域ごとに対策の強弱が出る。
指揮命令系統の一貫性と理解した。重要な事である。
組織的に連携、ということ。組織と連携は別かもしれない。
- ・ 外来生物のリストもデータベース化されると思うが、そのリストの記述の中から効果的に防除している所にリンクされてアクセスできるようにするなど、芋づる式に情報が届く形を作るのが良い。
理想論であるが、事例を見て、自分の地域の情報と照らしながら質問項目に回答していくと、最適な防除の処方箋が出てくるようにできれば一番理想的。
イギリスやニュージーランドで既に作っているシステムでは、簡単なフェイスシートに自分の地域の情報を入力するとお勤めの防除対策が示される。対策を進める側として、多くの自治体が半信半疑で防除しているなか、最初のきっかけ作りにはかなり有効。イギリスではプログラムの内容まで公開しているはずで、かなり参考になる。
そのような取り組みはどこかに書き、実現するように努力していただければと思う。
- ・ (資料3 p26-27) 普及啓発の仮想問答で、p26に前提となる対象者が「子供を含め」と示されているが、例えばp26からp27の「侵略的外来種とは？」の問いに対する回答は非常に難解。
小学生にも分かりやすい表現に修正したい。(環境省)

資料3 第2章第2節 について

- ・ (資料3 p57) 25行目からの地方自治体の現状分析。ほとんどの自治体が農林業被害に対応するために昔から外来種対策をしており、誤解を生じる。一方、外来種リストの作成は一部の自治体しか行っていないと思うので、二つの分析は分けて書くほうが良い。また、「関係者の多くが地方自治体の役割を十分理解していない」という分析には問題がある。外来種対策の位置づけが十分ではないことが原因で対策が過重な負担

になっている、としたほうが、起承転結が明確。

- ・（資料3 p58）5行目、携わる部署が複数にまたがるのは、ほとんどの自治体にあてはまるので精査していただきたい。7行目の「連携や分担に留意が必要」というところは、ストレートに、必要で重要だと記載してほしい。また、地方自治体レベルでも横断的な連絡会議を設置することは重要であり、様々な行政のレベルで設置することを提案したらどうか。

記述の修正は委員とやり取りさせていただきながら進めたい。（環境省）

- ・（資料3）先日、環境省の自然再生基本方針でも意見を述べたが、この行動計画との整合性はどうか。行動計画のほうにも相互連動する旨明記していただきたい。

見直しをする自然再生基本方針においても外来種対策の重要性を指摘しており、行動計画の中には、どう盛り込むか検討したうえで対応したい。（環境省）

- ・（資料3 p56）今回、地方自治体の役割が明確になってきたが、関連して前回会議では環境省のリーダーシップ、特に地方事務所の役割について意見が出た。国の役割として、連携の組織化や運営についての記述が最後に来ている。リーダーシップ発揮のために上のほうに位置付けてほしい。それがあって多様な主体の連携がある。

改めて示させていただきたい。（環境省）

- ・（資料3 p57）国の関係省庁の記述があるが、自治体で防除する時には環境セクションだけでなく河川や道路管理、農林水産セクションも行う。環境省、農水省、国交省の役割を簡単に書いているが、実際は国交省でも手引き作成だけではなくいろいろな事業をやっているので書きこんでほしい。

この部分については、今回検討会までの経緯で、個別の話を盛り込む相談を農水省、国交省としていたところである。その結果、ここでは簡潔に全般の話を書き、詳細な内容は第3章の個別分担の箇所で書くことを検討している。（環境省）

資料3 第3章 について

- ・（資料3 p68）22行目から、侵略的外来種リスト（仮称）の見直しを継続的・定期的
に実施するとあるが、5年おきに見直すなど明確に書いてほしい。

関係省庁と相談した上で検討したい。（環境省）

- ・（資料3 p67）基本的な考え方として2つ、国と、地方自治体について記述がある。
下のほうには地方自治体のことしか書いてない。国の現状と目標がない。外来種に関する条例とリストを作ると書いてあるが、一方で外来生物法があり、リスト作成など

国が行っている。行動計画を作っている中で、自治体に条例やリストを求めるのはなぜか。地域で考えるとのご意見があったが、地方で作る理由について説明が必要かと思う。国のリストがあれば良いのではないかと受け取られる。

ご指摘を踏まえて必要性について記述したい。(環境省)

- ・ (資料3 p67)7行目からの人材育成、国の具体的行動で、p31の人材育成の内容と比べると、p67の内容は人材育成ではなく連携の話となっている。ここでは、環境省が中心となって、今後、具体的にどのような研修を実施するのか、といった内容にしたほうが良いのでは。有害鳥獣の研修に比べて、外来種の研修は非常に少ない。

p678行目に記載している内容は、全国8ブロックで今年度から準備会を開催したところ、いくつかのブロックでは専門家を招聘して関係地方自治体や一般からシンポジウムを開催しているところがあり、そのような取り組みを想定して記載している。開催した場所では参加者からかなり好評をいただいているので、ブロック会議と併せてそのような事業を進めていくことや、また研修等、ブロック会議以外にシンポジウムの開催など検討したい。(環境省)

- ・ (資料3 p74、p84) p74に効果的防除の推進があり、一方でp84に地方事務所の連絡会議がある。連携は大きな柱であるにもかかわらず、文脈からは効果的・効率的な防除の基本的な考え方の中に連携が出てこないのは違和感がある。ここでは連携の話について地方事務所のリーダーシップなどを基本的考え方として挙げた上で、後ろの話に持っていくほうが分かりやすい。

効果的、効率的防除の推進のところ、連携に関する記述を最初に持ってきたほうが良いというご指摘だと理解して良いか。(環境省)

一番後ろに連携があると見えにくいという順序もあるが、基本的考え方のところに明確に連携という記載が無いのが原因かと思う。基本的な考え方で、連携を「効果的、効率的な防除の推進」の中核に位置付ける、それを有効化するのが連携である、としたほうが分かりやすい。

ご意見を踏まえて修正したい。(環境省)

- ・ (資料3)普及啓発に関連して、私は国の希少野生動植物種保存推進員と京都府の希少野生生物保全推進員をやっている。しかし外来生物法にはそういったことが書いていない。単なる名誉職だが、人は関心を持つ。外来種でもそういった制度があればネットワークが広がる。滋賀県では、外来種限定ではなく生き物全般だが、そういう制度で2百何十名を有している。普及啓発にはレッドリスト等に見習う点が多い。連携にも通じてくるものだと思う。

地方自治体において国立公園等などで名誉レンジャーのようなものを設置して、

希少種だけでなく外来種にも対策していただいている事例はあると思うので、外来種対策に限定するかしないかはあるが、そのような事例は記載可能だと思う。

(環境省)

国が認めたエキスパートであるというような名称だと動きやすい面もある。

- ・ (資料3 p68) 13行目から14行目、「地域性種苗」とはもともと自然分布しているものを活用したものか。それから自然侵入促進工法というのは、何か特別にあるのか。

法面緑化等の場で用いられる用語で、地域性種苗は本来その地域で自然分布している個体を、同じ地域で生産された種苗を意味している。ただし、「同じ地域」の範囲については様々な意見がある。自然侵入促進工は、法面の浸食を防ぐという目的を達成するための資材は設置するが、吹付工のように播種をせずに周囲からの植物種子の自然侵入を促進するもの。(環境省)

- ・ (資料3 p68) 代替種は、外来種も含めているのか。自然分布しているものかと思いついていたが、外国産のものも含むか。

代替種は侵略的外来種を使っている場合は替わって侵略性が弱いものを在来種・外来種を問わずに用いるもの。しかし代替種の知見が無いだけで、侵略性を持つ可能性もあるので注意が必要。(環境省)

資料3 全体 について

- ・ (資料3) 行動計画は今ページ数が91ページで結構長い文章。頭から最後まで一回は読むと思うが、実際にこれを使う、あるいは参照しながら検討するのはp2に書いてある国、自治体、民間団体、一般国民等の主体だと考えられ、そうした主体が折々に個々の関連部分に立ち戻る時に、索引のようなものが必要かと思う。用語集も必要。他の文章から持ってきている言葉も多いが、この文章の中ではこう使っているという一覧。コラムも目次か最後の一覧に出てくるか、作り方を考えていただきたい。10ページぐらいなら毎回読んでもいいが、このボリュームでは毎回は厳しい。必要なところに立ち戻れる便利な工夫をしてほしい。

賛成だが、それと別に10~20ページ程度の概要版が作れないか。図1が分かりやすいので、これを更に充実させて、章立てや構成が分かるようにしたらどうか。今後、内容が整ったら、分かりやすさを求める話をすべき。そこまでやるのが本来委員会の役目だと思うが、それは難しい。少なくともあと1、2回の検討が必要。今日の話も、こうしたら分かりやすいという話が少なかった。今度はいかに分かりやすくするか考えてほしい。それから、この計画は2020年までもたないだろうから、見直しが必要。

国として外来種対策を進めるため、書くべきところは書くということでこのポリ

ユームになっている。ご指摘の点に関して、見やすさ、分かりやすさの工夫をしたい。(環境省)

- ・ (資料3) 環境省ホームページ掲載からのネットでのリンクなどを工夫してほしい。テキスト形式ならサーチ出来る。データ量は重くても構わないのでそれも考えてほしい。
- ・ (資料3) この検討しているものは行動計画である。目標、考え方と指針、具体的行動という流れだが、第1章、第2章に基づいて実施することが第3章に書かれていて、本来「行動計画」であるべき内容は第3章にある。その部分こそが行動計画なので、これから何年間かでやろうとしていることが分かるような章立て、タイトルにしてほしい。今はやっていることの羅列に見える。国がこういうことをやるから、各主体にもこういうことをしてほしいと、そういう事が読み取れるような記載をすべき。実は行動計画に値する内容は第3章に細切れに書いてあることなので、書きぶりや見出しの付け方を変えるだけでも変わる。
ご指摘のように並列で各章を書いているので、前文と第1章、第2章を括って、第3章が行動計画であることが分かるように工夫したい。(環境省)
- ・ (資料3) 小笠原の例だと5年間の管理計画がもう立ち行かず、今度管理計画の改定に当たっては毎年見直そうという文言を入れることにした。もう一つ、管理計画は羅列的にやることを書いてあるが、別途アクションプランはロードマップというものがあり、いつ何をだれがやるかを記載。これは行動計画なので実質はまた環境省で考えればよいと思う。ロードマップの内容はまさに連携で、小笠原はNPOも含めていつ何をやるかが書かれているので参考にされたい。
- ・ 今後の進め方について。いろいろ意見が出たが根本的なところでは無かったかと思う。まず修正文を事務局で作し、委員に配信していただき、直接書き込んでいただいて事務局に返し、それを反映し、その案をパブリックコメントに流す。パブリックコメント後でも修正機会があると思うので、それでよろしいか。
(一同了承)
- ・ お気づきのことがあれば1週間を目途に事務局にご連絡いただきたい。次回会議はパブリックコメント後になるので、日程調整はまたあらためてお願いしたい。(環境省)